

堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 令和6年3月15日（金） 10時00分～11時00分

【場 所】 堺市役所本館地下1階 総務局会議室

※Web会議形式で開催

【内 容】

案件	事案概要	答申結果
1	<p>当時の課長級職員として適切な事務処理を指揮監督すべき立場であったにもかかわらず、生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、不起訴処分になったもの。</p>	<p>減給 10分の1 1月</p>
	<p>生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、不起訴処分になったもの。</p> <p>また、生活保護受給者への暴行容疑でも書類送検され、不適切な対応や暴行があった事が判明したもの。なお、暴行容疑については略式命令により、罰金15万円が科された。</p>	<p>停職 1月</p>
	<p>生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、略式命令により、罰金30万円が科された。</p> <p>また、生活保護受給者の個人情報をも漏洩する等の不適切な対応が散見された。</p> <p>さらに、勤務時間中に庁内端末で私文書の作成をする等の行為も確認され、計211時間50分職務専念義務違反と判断される行為を繰り返していた。</p>	<p>免職</p>
	<p>生活保護費の支給過程に瑕疵がある状態で支給する等の不適切な対応が複数確認された。そのうち、生活保護費（技能修得費）の支給については、背任容疑で書類送検され、不起訴処分になったもの。</p> <p>また、生活保護受給者間の暴行を目撃したにも関わらず警察への通報をしなかったこと等の不適切な対応があった事が確認された。</p>	<p>停職 3月</p>